

事務事業評価

平成 23 年度

担当グループ 福祉保健総務グループ

基本事項	事務事業名	救急医療対策在宅当番医制事業				整理番号	1006		
	根拠法令等					実施を義務付ける規定	○あり ●なし		
	関連する市勢振興計画の基本計画	章	第8章 健康で生きがいある生活を支える	予算科目	4 款 1 項 4 目	●継続 ○新規			
		節	第1節 保健・医療の更なる充実	事業区分	助成・育成				
事業の目的・実施状況等	事業の背景 (課題、市民の要望等)	市民が、日曜・祝日・年末年始においても安心して身近なところで医療を受けられるよう、社団法人島原市医師会と委託契約を交わし救急医療体制の充実を図っている。				計画期間	始期 昭和	60 年から	
	事業の対象及び目的 (誰に、何を、どのような状態にしたいのか)	休日における初期救急医療体制を整備し、市民が、日曜・祝日・年末年始においても安心して適切な医療を受けられるようにする。						終期 平成	年まで
	目的達成のための手段・方法	社団法人島原市医師会と委託契約を交わし在宅当番医制による救急医療体制の充実を図っている。 1実施医療機関につき1日あたり34,000円の委託料を支払う。							
	成果指標 (意図する状態の達成度を図るものさし)	名称等(内容)				単位	21 年度	22 年度	23 年度
		いつ救急患者がでるか予測できないため、成果指標の設定は困難である。 (休日における初期救急医療体制を整備し、急病時に適切な医療を受けられるようにするもの)				目標			
	活動指標 (意図する状態達成のために実施する活動等)	①延べ実施医療機関数				目標	機関	158	150
②				実績	機関	158	150		
事業費等の推移	年度		19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	
	区分		実績値	実績値	実績値	実績値	予算	計画	
	①直接事業費(千円)		5,175	5,175	5,372	5,100	5,134	5,168	
	財源内訳	国 県 支 出 金							
		地 方 債							
		そ の 他							
		一 般 財 源	5,175	5,175	5,372	5,100	5,134	5,168	
	②従事職員給与費 b1×b2		72	72	72	72	72	73	
従事職員数(人) b1		0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01		
職員平均人件費 b2		7,179	7,153	7,162	7,168	7,236	7,277		
事業費合計 ① + ②		5,247	5,247	5,444	5,172	5,206	5,241		

【1次評価】

◎事務事業の評価項目と評価の視点		評価内容（判断理由、課題等）	
目的 妥当性	①住民ニーズの変化等により事業の必要性や役割は変わっていないか	A=変わっていない B=一部変わった C=変わった 市民が安心して休日診療を受ける体制を整えることは公益性も高く、事業の必要性に変わりはない。	判定 A
	②事業を民間(NPO、市民、ボランティア等)に任せることはできないか	A=可能でない B=一部は可能 C=可能である 初期救急医療を島原市医師会以外の民間組織等に任せることは不可能。	A
	③対象等は事業目的に見合っているか、拡大や絞込む必要はないか、見直しによる費用対効果の向上が図られないか	A=概ね適切 B=改善の余地あり C=見直しが必要 D=適切ではない 初期救急医療の受益者は、全ての市民であること、また休日における救急医療は初期救急医療を本制度で、二次救急医療を病院群輪番制で対応しているところであり見直しの余地はない。	A
有効 性	④事業の実施により初期の目的や目標がどの程度達成されているか	A=達成している B=一部達成している C=あまり達成していない 救急医療体制の整備として休日の診療を確保することは市民に安心感を与えている。いつ受診が必要になるか予め予想することは困難であり、休日受診を増やすことを目標とする事業ではないが、市民の健康確保のうえで不可欠な事業である。	A
	⑤成果の状況を踏まえ、手段等を工夫したり事業内容を見直すことで、成果をさらに向上させる余地はありませんか	A=十分成果が得られている B=検討の余地あり C=見直しが必要 休日における初期救急医療体制を整備することが目的であり過不足ない実施状況となっている。	A
効 率 性	⑥活動量や成果を下げずにコストを削減できないか、投入された資源量に見合う結果が得られているか、改善の余地はありませんか	A=概ね適切 B=検討・改善の余地あり C=見直しが必要 収益性に乏しい事業であり、委託料を削減し実施医療機関の負担を増やすことは難しい。	A
	⑦事業の効率性を上げるため、他の事業との統合や事務の省力化など見直す余地はありませんか	A=見直す余地はない B=統合等、検討の余地あり C=見直しが必要 救急医療は、それぞれの医療機関が分担し実施されており、初期救急については一次医療機関に担っていただくほかなく見直しの余地はない。	A
	⑧組織間の連携や役割分担に改善の余地はありませんか。	A=概ね適切 B=検討・改善の余地あり C=見直しが必要 休日在宅当番医制については島原医師会以外の組織が行えるものではないため改善の余地はない。	A
公平 性	⑨事業の対象者全員に偏りなくサービスが提供されていますか。全体コストから見て受益者の負担割合は適切か、使用料等の見直しの余地はありませんか。	A=概ね適切 B=検討・改善の余地あり C=見直しが必要 初期救急医療の受益者は、全ての市民であり、受診者も定められた医療費負担を行っている。	A
⑩市民参加、市民協働が配慮されているか、市民参加を拡大する余地や、新たに取り組む余地がないか A=概ね適切・現状維持 B=検討・改善の余地あり C=見直しが必要			A
判定評点平均			3.00
			A=3、B=2、C=1、D=0として換算

◎ 総合評価			
評 価 結 果	● A 継続実施(特段の見直しは行わない)	判 断 理 由	少子高齢化の進行など社会構造の変化もあり、救急医療の必要性はますます高まっていることから、安心安全な市民生活の確保のため、継続・推進を図っていく必要がある。
	B 改善・見直しを行う ○ B1 事業規模の拡充 ○ B2 事業規模の縮小 ○ B3 事業内容の改善・見直し ○ B4 その他の見直し ○ C 休止(隔年実施などへの変更) ○ D 廃止(終期の設定等を含む)		
今後の課題及び改善策、見直しの状況		(実施上の課題等)	
<p>・総合評価で、「見直し・改善」を行うとした場合、見直しを行う上での今後の課題や事務事業の改善・見直しを行うことにより予想される効果も併せてを記載ください。 ・本年度の事業を実施するにあたり、事業内容等の見直し(改革・改善、終期の設定など)を行っている場合は、その内容についても記載ください。</p>			

【2次評価】

総合判定	A 継続実施(特段の見直しは行わない)
備考	市民が安心して休日診療を受ける体制を整える事業であり必要性は高いと考える。

【3次評価】

総合判定	
備考	

評価結果を踏まえた次年度予算への反映状況		
① <input type="checkbox"/> 事業費縮減(事業の見直し)	③ <input type="checkbox"/> 成果向上に向けた事業費増加	↓ 予算措置額の増減
② <input type="checkbox"/> 民間委託等によるコストの縮減	④ <input type="checkbox"/> 事務の効率化による現状維持(事業内容の拡充)	34 (千円)